



## 下水道法施行令の一部改正について

平成 27 年 10 月 2 日「下水道法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定され、下水道法施行令の一部が改正されました(平成 27 年 10 月 21 日施行)。

### — 概要 —

トリクロロエチレンについて、平成 26 年 11 月に水質環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に強化され、これに伴い水質汚濁防止法に基づく排水基準が 0.3mg/L 以下から 0.1mg/L 以下に改正されました。

これを受けて、公共用水域へ排水するものを規制する水質汚濁防止法と、下水道に下水を排除するものを規制する下水道法との調整を図るべく、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排水基準が下記の通り、改正、施行されました。

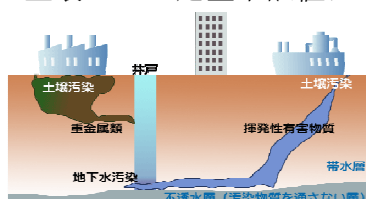
項目	改正後基準値	改正前基準値
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.3mg/L 以下

## 土壤汚染対策法における特定有害物質の見直し追加に関する情報

中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度専門委員会は、標記の第二次報告案についての意見募集を平成 27 年 10 月 9 日から 11 月 9 日までの間に行いました。

### — 概要 —

- 1,4-ジオキサンは特定有害物質に追加しない。理由は、効率的な土壤ガス調査が困難であり、合理的な対策を行うことが難しいため。
- 塩化ビニルモノマーは、特定有害物質に追加。
  - 土壤溶出量基準(案) 0.002mg/L 以下
  - 第二溶出量基準(案) 0.02mg/L 以下
  - 地下水基準(案) 0.002mg/L 以下
- 塩化ビニルモノマーの土壤ガスの定量下限値は 0.1volppm とする。
- 塩化ビニルモノマーの土壤ガス分析法には、GC-ECD は適用不可とする。



## 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部改正する告示について

平成 27 年 9 月 30 日に標記(平成 27 年厚生労働省告示第 404 号)が公示されました。

### — 概要 —

#### 1. 作業環境測定基準の改正

- 1) 特定化学物質に追加された 2 物質の試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定めた。
- 2) 特定化学物質又は有機溶剤のうち、検知管方式による測定機器を用いて濃度の測定ができるものとして、次の物質を追加した。

- ・ 特定化学物質：臭化メチル
- ・ 有機溶剤：イソブチルアルコール、テトラヒドロフラン、ノルマルヘキサン、メチルエチルケトン



- 3) 有機溶剤又は特別有機溶剤を 2 種類以上含有する混合物の場合は、様式中の「種類」及び「測定対象物の名称」の欄には「混合有機溶剤」と記入すること。

#### 2. 作業環境評価基準の改正

- ・ ナフタレンの管理濃度：10ppm
- ・ リフラクトリーセラミックファイバーの管理濃度：0.3 本/cm<sup>3</sup> (5μm 以上の繊維数)
- ・ テトラクロロエチレンの管理濃度：50ppm → 25ppm に変更

#### 3. 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の改正

局所排気装置の性能要件としての抑制濃度

- ・ ナフタレン：10 cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>
- ・ リフラクトリーセラミックファイバー：0.3 本/cm<sup>3</sup> (5μm 以上の繊維の数)

#### 4. 作業環境測定士規定の改正

リフラクトリーセラミックファイバーに係る作業環境測定に伴い、作業環境測定施行規則内の試験科目範囲及び講習科目の範囲について、所要の改正を行った。



## そもそも医薬品とは？

今回は、弊社の新規事業として取り組んでいる医薬品試験に関して、そもそも医薬品の定義とはどのようなものかについて説明致します。

皆様は医薬品と聞いてどのようなイメージをお持ちでしょうか。普段服用している風邪薬・胃薬、あるいは病院の調剤薬局で手渡される処方薬を想像されるでしょうか。

医薬品の定義とは、①日本薬局方に定められているもので、②人又は動物の疾病の診断・治療・予防に使用されることが目的とされ、③人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされているものです。ただし、人体に対する作用が緩和な医薬部外品等は除きます。

また、医薬品は大きく①一般用医薬品(薬局・薬店のカウンター越しに渡される事もある為 Over The Counter を略して OTC 薬とも言われます)と、②医療用医薬品の 2 種類に分けられます。一般用医薬品は、一般薬局から購入して入手できる薬で、先程例に挙げました風邪薬や胃薬等が該当いたします。対して医療用医薬品は、病院等の施設で診察を受け、医師が処方して調剤薬局から入手する薬のことを指します。

医薬品は両方とも薬機法に基づき、必要な「包装・表示と品質試験」が義務付けられています。必要な「包装・表示」とは、①医薬品の品名(名前)の表示、②製造番号及び使用期限(有効期限)の表示、③添付文書や説明文書の添付、④製造販売会社、製造業社等の表示、⑤成分名(主薬、副原料等)の表示になります。

また、「品質試験」とは、外観、定量、pH、溶出試験、水分、崩壊試験等があります。特にその中でも、医療用医薬品は、承認申請(製薬会社が新薬の販売承認を取得するために、厚生労働省に対して行う申請)の際に、きめ細かい各種試験が必要とされます。弊社が取り組んでいるのは、この「品質試験」についてです。

いかがでしょうか。

やや抽象的な話で、イメージしにくい部分があったかもしれませんが、今後も色々な情報を提供していきたいと思っております。



## ☆一般廃棄物処理施設精密機能検査について☆

精密機能検査とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第 5 条の規定に基づいて行う廃棄物処理施設を維持管理する上で 3 年に 1 回以上行う定期検査です。

ごみ焼却・溶融施設においては、運転管理状況(各種管理月報、各種分析結果、機器の運転作業月報)の結果を分析し、処理工程ごとの機能を把握し、機能状況の検査・確認をします。

し尿処理施設や汚泥再処理センターでは、搬入されるし尿・浄化槽汚泥を清浄な水(処理水)と汚泥(固形物)に固液分離し、処理又は利用するための各種設備・装置、機器類の不具合はないか、また施設としての機能状況はどうかを確認します。



### 精密機能検査実施要領

1. 処理処分の概要(施設区分、ごみ・し尿の収集運搬体制、ごみ・し尿の発生、処理の実績調査)
2. 施設概要(受入・燃焼・脱臭・消毒・通風等の各工程の概要、処理工程のフロー検査等)
3. 運転管理実績(月別のごみ・し尿の運搬量、稼働時間、電力使用量等の運転管理実績、運転体制・勤務体制の調査、定期検査・補修実績等、維持管理状況)
4. 設備装置の状況(受入れ供給施設、燃焼施設、通風設備、配管・計装設備等の損傷、剥離、腐食等の実態調査、異常音の有無の検査)
5. 各種試験結果(水質、排ガス、悪臭、焼却残渣、ごみ質等の実測検査の実施。検査日当日の搬入、施設の稼働状況から、数値の関連を把握)
6. 考察(上記の検査結果から、施設の状況を廃棄物処理法の維持管理基準、構造基準等に照らして総合評価を行う)

弊社では、精密機能検査の実績が数多くあります。お気軽にお問い合わせください。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

TEL 0276-56-1277 FAX 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)